

一般社団法人日本発達心理学会 事務局長選出規則

2011年6月18日 制定

改正 2013年10月6日

(目 的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第38条第2項に基づき、事務局長の委嘱の手続きを定めることを目的とする。

(事務局長の委嘱対象者)

第2条 事務局長は、定款第38条第2項に従い、会員等による定款第5条第5項に基づく直接選挙で選ばれた代議員から委嘱する。

(委嘱方法)

第3条 事務局長は、定款第38条第2項に従い、代表理事の推薦により社員総会の承認を得て委嘱する。

(事務局長の任期)

第4条 事務局長の任期は、定款第26条第1項の理事の任期に従い、2年とし、再任は妨げない。ただし、前任者の任期途中で新たに事務局長に任じられた事務局長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 事務局長は、代表理事の交代にともなって、代表理事の推薦と社員総会の承認により新たな事務局長が委嘱された場合には、その任に留まることはできない。

(改 定)

第5条 この規則の改定は、社員総会で承認を得るものとする。